

計画本文の章・節	第1回委員意見	第1回委員会時点の本文素案	第2回委員会時点の本文原案 (島根沿岸を例に)	頁 (島根)	頁 (隠岐)		
海岸の保全に関する基本的な事項							
第1章 計画の策定にあたって	「保全」の用語・定義について分かり易い情報提供をすべき	記載なし	記載なし				
	今の資料だと天然海岸の写真も含まれているため、どこまで事業できるのか等、地域住民や関連団体に対して明確に示す必要がある。						
	海岸保全区域以外の海岸(一般公共海岸)の環境保全も本計画で考慮するという理解で良いか。例えば、天然海岸が自然災害等で被害を受けた場合、手を入れるのか確認したい。						
	海岸保全区域と一般公共海岸をどうやって区別しているのか確認したい。						
海岸の現況及び保全の方向に関する事項							
第2章	2-1 海岸の概要						
	2-2 海岸事業の経緯						
沿岸の長期的な在り方							
第1編	3-1 防護面からの基本方針	施設整備としてハード対策に時間と費用がかかる海岸は避難を中心としたソフト対策が必要である。熊本地震のように地震はいつ起きてもおかしくないで、ソフト対策の必要性・重要性を示し、施設整備(ハード対策)と一体的に対応する旨を上位計画で明記した方がよい。	3-1-1 防護面の基本方針 ③地震・津波への対応 住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。 特に、緊急時の避難体制、情報管理等、ソフト面における防災体制の整備を、地域住民、行政が一体となって行っていく。また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災体制を充実するよう、地域防災計画等で配慮していく。	3-1-1 防護面の基本方針 ③地震・津波への対応 住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。 発生頻度の高い津波(以下、レベル1津波と呼ぶ)による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備(ハード対策)の必要性を検討する。 その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、(緊急時の避難体制や情報管理等)ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。 発生頻度は高くないが、甚大な被害をもたらす恐れのある最大クラスのレベル2津波に対しては、全てを施設整備(ハード対策)で対応することは現実的ではないため、「津波浸水想定」に基づいて住民の避難等(ソフト対策)を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が海岸堤防等を越えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の導入も検討する。 また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するよう地域防災計画等で配慮していく。	14	9	
		「高波やL1津波に対する施設整備」と「L2津波に対する粘り強い対策」を実施する海岸はどうやって分けるのか、異なる方向性について確認したい。					
		宮城県出身者としては、島根県は地震・津波に対して認識が甘い印象である。					
		殆どの海岸は前回改定計画どおり整備・保全していくが、L1津波より現況施設高の低い数%の海岸は計画を見直すという理解で良いか。	3-1-2 防護面の目標 島根沿岸は全146海岸のうち、設計津波水位よりも既存施設高が1m以上低い海岸が約2%存在する。施設高が設計津波水位より低い区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。その結果、施設の嵩上げが必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。	3-1-2 防護面の目標 島根沿岸は全146海岸のうち、設計津波高よりも既存施設高が1m <small>(※次頁参照)</small> 以上低い海岸が約2%存在する。施設高が設計津波高より低い区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。その結果、施設の嵩上げが必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。	19	14	
第3章	3-2 環境面からの基本方針	(1)郷土色豊かな海岸環境の保全 (前略) 当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落(海藻群落、海産種子植物群落)が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。	(1)郷土色豊かな海岸環境の保全 (前略) 当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落(海藻群落、海産種子植物群落)が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。環境省によると、島根半島沿岸東部や隠岐沿岸は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている。	21	16		
		(2)優れた海岸景観の保全 海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。 当沿岸では、島根半島の一部に大山隠岐国立公園が、浜田市に浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見置ヶ浦といった景勝地が存在する。 こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観の保全に配慮する。	(2)優れた海岸景観との調和 海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。 当沿岸では、島根半島の一部に大山隠岐国立公園が、浜田市に浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見置ヶ浦といった景勝地が存在する。当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成28年7月、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト(環境省)の先行的・集中的フィールドに指定された。今後は観光客誘致のための各種施策が強化・実施される予定である。 対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。	22	17		
		(4)保全活動の支援 自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)」を平成21年度に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。 平成24年時点では、県全体で22の海岸愛護団体が登録・活動しており、構成人数は15,000人を超えている。	(4)保全活動の支援 自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)」を平成21年度に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。 下図に示すとおり、H21年度以降、海岸保全活動に携わる団体と構成人数は増えている。しかし、構成人数(団体)と実績人数(団体)に開きがあること、実際に活動に参加した人数が近年減少傾向にあることが課題といえる。	23	18		
		記載なし	(6)環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全 前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法(条例)や計画と調和するものとする。 【国】 ・生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略、H24年」 ・環境基本法に基づく「環境基本計画、H24年」 【島根県】 ・島根県環境基本計画、H23年3月 ・島根県海岸漂着物対策推進計画、H25年3月 【市町村】 ・市町村の景観条例に基づく「景観計画」	28	21		
3-3 利用面からの基本方針							
3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針							

	計画本文の章・節	第1回委員意見	第1回委員会時点の本文素案	第2回委員会時点の本文原案 (鳥根沿岸を例に)	頁 (鳥根)	頁 (隠岐)		
第2編	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項							
	第1章	海岸保全施設の施設又は改良に関する事項						
		1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域						
		1-2 海岸保全施設の種類の、規模及び配置						
	第2章	海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項						
		2-1 海岸保全施設の存する区						
		2-2 海岸保全施設の種類の、規模及び配置	鳥根沿岸は水門・樋門等は存在しないということが良いか。また、今後新設予定の水門・樋門等はあるのか確認したい。	維持又は修繕の対象となる施設の種類の「第1章 1-2」で示したとおりである。 下図に示すとおり、鳥根沿岸は護岸の総延長が51.7kmと最も長く、次いで離岸堤の20.7kmである。また、水門等は存在しないが、陸間には27箇所ある。	維持又は修繕の対象となる施設の種類の「第1章 1-2」で示したとおりである。 下図に示すとおり、鳥根沿岸で維持又は修繕の対象となる施設では、護岸の総延長が50.3kmと最も長く、次いで離岸堤の22.2kmである。また、鳥根沿岸の「海岸保全区域内」においては、河口水門等が必要となる堤防分断箇所がないため水門・樋門は存在しない。陸間は27箇所ある。	50	38	
	2-3 維持又は修繕の方法	施設の維持管理において、巡視・点検の方法が所管毎に異なるようだが、各課で個別に対応していくことになるのか確認したい。 様々な規模・形態の施設全てを「予防保全型」とすると点検の負担が大きくなり、非効率な場合もあるのではないか。「予防保全すべき海岸」を事前に決めて優先をつけて対応する考え方もあるのではないか。	海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1回以上／年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。	海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1回以上／年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。 その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。 現存する海岸保全施設については、以下に示す方法(方針)で施設の維持又は修繕を行っていく。 (表は割愛、本文参照)	51	39		
	第3章	海岸保全施設の整備(維持・修繕および新設等)の状況						
		3-1 一覧表						
3-2 添付図								
第3編	その他重要事項、留意事項							
	第1章	その他重要事項						
		1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進	海岸の現状を果としてどこまで、どうやって把握しているのか。今は様々なモニタリング・解析技術があるので、理解の促進に活用してもらえればと思う。 また、海岸の管理者が多様だが、連続した海岸を保全していく上で相互の海岸の共通性は担保出来ているか確認が必要だと考える。	一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。	一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。 特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。 そのため、UAV(無人航空機)を活用した公共測量の実施などロボットやICT技術の活用、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や取り組みの導入に努める。	68	45	
		1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発	利用頻度や要望の高い海岸を整備する際の建築制限など、市町村が行政判断をする際の配慮事項を上位計画に盛り込んで欲しい。 鳥根県民(特に山間部住民)は海岸に対する認識・愛護意識が非常に低いと感じている。住民の意識を高める取り組み(PR)も検討した方がよい。	(1)災害に強い地域づくり 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。 (4)海岸愛護の普及、人材育成 こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。	(1)災害に強い地域づくり 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。 地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク等を活用し、(高潮や津波等の)自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。 また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。 (4)海岸愛護の普及、人材育成 こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。	69	46	
	2-2 関係行政機関との連携調整	今回の県が策定する計画に対し、市町村の意見をどの程度反映できているのか確認したい。	海岸に關係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。	海岸に關係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。 特に、事業の詳細な計画や工事実施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。	70	47		
	第2章	2-3 地域住民の参画と情報公開	市町村や海岸管理者の意見も重要だが、住民の意見を吸い上げる工夫をした方がよい。	計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得よう努める。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。	計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得よう努める。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。 なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのうち、計画に適宜反映している。	70	47	
		2-4 計画の見直し						